令和２年度　第９回糸島市教育委員会会議録

（日　　時）　　令和３年２月２５日（木）　１３時３０分から１５時１０分まで

（場　　所）　　糸島市役所　２号会議室

（出席委員）　　西　憲一郎委員(職務代理者)、古川　泰永委員、
松尾　実恵委員、宗　聖子委員

（事務局出席者）　家宇治　正幸教育長
小金丸　敏浩教育部長、土肥　英雄教育総務課長、田中　健悟学校教育課長、山下　千恵子生涯学習課長、岡部　裕俊文化課長、角浩行文化課企画監兼博物館館長、東定　荘士郎学校教育課指導係長兼指導主事、石硯　晃子学校教育課主幹兼指導主事、楠原　英子教育総務課課長補佐兼総務係長

（傍聴人）　　なし

（会議次第）

（１）　会議録署名委員の指名
（２）　会議録の承認
（３）　教育長の報告
（４）　議事
- 糸島市立小中学校事務共同実施組織運営規程の廃止について
- 糸島市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 糸島市立学校共同学校事務室に関する規程について
- 糸島市立小中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則について
- 糸島市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 糸島市立伊都文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 令和３年度糸島市一般会計当初予算（案）における教育関係予算の意見の聴取について

（５）　協議事項
- 糸島市立小中学校卒業式・入学式について
- 教育振興基本計画について

（６） 報告事項

・令和３年度教職員の人事異動内申に係る臨時代理について

・令和３年度教育方針について

・糸島市立教育センター研究発表会について

・「糸島市立図書館サービス基本計画」及び「第２次糸島市子ども読書活動推進計画」の時点修正について

（７） その他

・各課業務の主な取組状況と課題について

・教育委員から

１　開　会

（家宇治教育長）

本日の会議の出席は全員で、定足数に達しています。よって本日の会議は成立しました。

これより、令和２年度第９回糸島市教育委員会会議を開会いたします。

１３時３０分

２　会議事項

（１）会議録署名委員の指名

（家宇治教育長）

会議録署名委員についてですが、令和２年度第９回教育委員会会議録の署名委員に古川委員を指名します。

（２）会議録の承認

（家宇治教育長）

令和２年度第８回教育委員会会議録の承認について、お諮りします。事前に配布しております会議録の記載事項につきまして、訂正事項等ありましたらご指摘をお願いします。

ありませんか。無いようですので、令和２年度第８回教育委員会会議録は承認されました。宗委員は後ほど会議録への署名をお願いします。

（３）教育長の報告

（家宇治教育長）

議事に入る前にいくつかご報告申し上げます。

前回、教育委員会会議を中止しましたが、教育振興基本計画について書面で

様々なご意見をいただいたことに感謝いたします。後程、説明をいたします。

新型コロナウイルスに関してですが、１月に入りまして、４校立て続けに臨時休業するという事案が発生しました。これで、10 校が児童生徒あるいは、教員の感染による臨時休業を実施したということになります。

２月に入りまして、少しずつ落ち着き始めまして、児童生徒あるいはその親族のＰＣＲ検査の件数も、一日に１・２件となっていますが、高校受験を控えている、中学校３年生が念のため検査を受ける件数が増えてきている状況です。

もう一点は、今まで一人が感染すると全校臨時休業という形をとっていましたが、２月 10 日付の文書をもって、学級閉鎖を基本とする。という形に変更しています。状況によっては、学年、学校という形になってくるかと思いますが、保健所と相談の上、学級を単位とするという形をとるということです。10 校発生した事案において、学年に拡がった事案が無かったということも勘案し、国の通知を受けて決定をしたところです。

GIGA スクールについては、12 月に環境が整い、４月からの本格実施に向けて、サポート員を６名配置し、試験運用や教員研修に取り組んでいます。

人事異動の時期ですが、今年度は管理職の異動が多いというのが特徴です。校長の退職が、小学校 16 校中４名。中学校６校中２名となっています

（４）議事

（家宇治教育長）

議事に移ります。

議案第７号　糸島市立小中学校事務共同実施組織運営規程の廃止について

議案第８号　糸島市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第９号　糸島市立学校共同学校事務室に関する規程について

の件を一括議題とします。

（土肥教育総務課長　説明）

今回提案いたします３件の議案は、令和３年４月からの運用開始に向けて準備を進めている「糸島市立学校共同学校事務室」に係る議案でございます。

「糸島市立学校共同学校事務室」について説明いたします。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、「共同学校事務室」の設置が法制化されたため、法改正の趣旨を踏まえ、各学校共通の事務を集中処理する「共同学校事務室」の設置準備を進めてまいりました。

現在は、各学校の事務職員が、それぞれの配属先の学校に係る事務を単独で行っています。なお、各学校の事務職員は、事務の効率化や相互支援を行うために、中学校校区を基本として「共同実施組織」と呼ばれるグループを構成しています。共同学校事務室では、各事務職員が 2 グループのいずれかに所属し、グループ内

で担当となった事務について、専門的に処理することとにより、事務の効率化を図るものでございます。
共同学校事務室の設置目的でございます。大きく３点ございまして、先ほど申し上げましたように「事務の集中処理による効率化」、そして「事務処理の適正化による学校や市教育委員会の負担軽減」と、「事務職員の事務を整理圧縮することによる専門性の向上」でございます。
　この、事務の効率化、整理圧縮が進むことによって、３のメリットの（１）に書いておりますように、教員が行っている事務処理を、その事務の効率化と適正化から生じた余剰時間に事務職員が担当することにより、教員等の負担軽減が図れるものと考えております。
　糸島市の体制でございます。設置日、運用開始日は令和３年４月１日を予定しております。共同学校事務室で行う業務は、主に、教材や教具などの共同購入に関する事務、教職員の給与及び旅費の支給に関する事務を行うこととしておりますが、今後運営体制が整いましたら、業務を追加していく予定でございます。
　議案に沿って説明
（家宇治教育長）
　質問意見はありませんか。
（西委員）
　具体的なメリットはどんなものがありますか。
　２グループは、糸島市全体を二つに分けることになりますか。
　共同学校事務室と学校との比重はどのくらいになりますか。
（土肥教育総務課長）
　グループについては、糸島市全体の事務職員を二つのグループに分け、それぞれに室長を置きます。それぞれのグループで集まる日を決めて集中して事務を行うということになります。
　各学校の事務職員が、各校の教員から提出された書類をまとめて共同学校事務室の手当担当の事務職員に渡し、手当担当の事務職員が集中して処理をする。
（西委員）
　各校の先生方は楽になるということでしょうか。
（土肥教育総務課長）
　将来的には、専門化が進み、余裕が生まれてきたところで教員が行っている事務を担っていただくことを目指しています。
（家宇治教育長）
　事務の効率化と専門的な見地からそれぞれの分野で処理をしていくということです。個々の事務員の仕事量や能力の差が非常にあるということで、平準化も目的となっています。動き出しながら、どれだけ仕事の範囲を拡げていくか検討し

ていくことになっています。
　他に意見はありませんか。
（委員全員）
　なし
（家宇治教育長）
　無いようですので、本案に対する賛成委員の挙手を求めます。
（委員全員）　挙手
（家宇治教育長）
　挙手全員であります。よって、
　議案第７号　糸島市立小中学校事務共同実施組織運営規程の廃止について
　議案第８号　糸島市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
　議案第９号　糸島市立学校共同学校事務室に関する規程について
　は、原案のとおり可決されました。
　続いて、議案第 10 号　糸島市立小中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則についての件を議題とします。
（田中学校教育課長　説明）
　令和３年４月１日から可也小学校校区の「松隈」行政区から分離して「行合」行政区が新設されることに伴い、通学区域を変更するものです。
（家宇治教育長）
　質問意見はありませんか。
（西委員）
　行政区名と住居表示が一致しないところがあります。行政区の区域はどのように決まっていますか。
（家宇治教育長）
　昔ながらの行政区というものを大事にしていて、住居表示については地域の意見を聴きながら決定をしているところです。
　他に意見はありませんか。無いようですので、本案に対する賛成委員の挙手を求めます。
（委員全員）　挙手
（家宇治教育長）
　挙手全員であります。よって、議案第 10 号　糸島市立小中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決しました。
　次に、議案第 11 号　糸島市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についての件を議題とします。
（山下生涯学習課長　説明）
　令和３年４月１日より電子書籍サービスを開始するにあたり、所要の改正を行

うものです。

電子書籍導入について、資料により説明

（家宇治教育長）

質問・意見はありませんか。

無いようですので、本案に対する賛成委員の挙手を求めます。

（委員全員）　挙手

（家宇治教育長）

挙手全員であります。よって、議案第 11 号　糸島市図書館条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 12 号　糸島市立伊都文化会館条例施行規則の一部を改正する規則についての件を議題とします。

（岡部文化課長　説明）

新型コロナウイルス感染症対策で導入した新たな備品について、附属設備として追加し、利用料金を徴するものです。

（家宇治教育長）

質問・意見はありませんか。

無いようですので、本案に対する賛成委員の挙手を求めます。

（委員全員）　挙手

（家宇治教育長）

挙手全員であります。よって、議案第 12 号　糸島市立伊都文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について原案のとおり可決されました。

議案第 13 号　令和３年度糸島市一般会計当初予算（案）における教育関係予算の意見の聴取についての件を議題とします。

非公開

（５）協議事項

（家宇治教育長）

議事が終了しましたので、協議事項へ移ります。

糸島市立小中学校卒業式・入学式について説明させます。

（土肥教育総務課長　説明）

令和２年度卒業式、令和３年度入学式について出席いただく委員の皆さんの割振りをさせていただきました。ご確認ください。

（家宇治教育長）

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

ないようですので、次に、教育振興基本計画について説明させます。

（土肥教育総務課長）

新旧対照表・「具体的施策と主な取組」の修正箇所について、資料を基に説明

（家宇治教育長）

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

ないようですので、次に移ります。

（６）報告事項

（家宇治教育長）

令和３年度教職員の人事異動内申に係る臨時代理について、報告させます。

（土肥教育総務課長）

令和３年度教職員の人事異動に伴う内申書を１月の教育委員会会議で議題とする予定でしたが、緊急事態宣言が発出され、教育委員会会議を中止としたため、糸島市教育委員会事務委任規則第４条第１項の規定により臨時代理を行いましたので報告するものでございます。

（家宇治教育長）

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

無いようですので、令和３年度教育方針について、報告させます。

（小金丸教育部長）

～配布資料に基づき概略報告～

（家宇治教育長）

報告について、質問・意見等ありませんか。

（委員全員）

なし。

（家宇治教育長）

次に、糸島市教育センター研究発表会について、報告させます。

（石硯指導主事）

糸島市教育センター研究発表会の実施要領について説明

（家宇治教育長）

意見・質問はありませんか。

（委員全員）

なし。

（家宇治教育長）

続いて、「糸島市立図書館サービス基本計画」及び「第２次糸島市子ども読書活動推進計画」の時点修正についてです。

（山下生涯学習課長　報告）

「糸島市図書館サービス基本計画」及び「第２次糸島市子ども読書活動推進計画」の方向性や、内容を第２次長期総合計画に合致させる必要が生じましたが、各計画の計画期間に残りがあることから、最小限の時点修正を行い、それぞれの計画推進を行うこととします。

（家宇治教育長）

報告について、意見・質問はありませんか。

無いようですので、報告事項を終了し、その他の案件に移ります。

（７）その他

（家宇治教育長）

各課業務の主な取組状況と課題について各課長から順次報告を行います。

～教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課、各課長から報告～

（家宇治教育長）

以上、各課からの報告について、質問がある委員はありませんか。

（委員全員）

なし。

（家宇治教育長）

無いようですので、これで事務局からの報告を終了します。

続いて、教育委員の皆さんから何かあればお願いします。

（委員全員）

なし。

（家宇治教育長）

無いようですので、これで、その他を終了します。

次回の会議は、３月２６日でよろしいでしょうか。

３　閉　会

（家宇治教育長）

以上をもって、令和２年度第９回教育委員会会議を閉会します。

１５時１０分

糸島市教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、ここに署名する。

教育長

委　員

（教育長指名委員）